

近時の会社法制の改正に関する一考察

—法制審議会での審議と公開会社法を中心として—

A Study concerning the Recent Revision of the Corporate Law System

松岡弘樹
Hiroki Matsuoka

序 論

第1章 近時の会社法制をめぐる改正の動向

1. 法制審議会への諮問に至る経緯
2. 会社法制部会における審議経過

第2章 会社法制部会における審議内容の概要

1. 企業統治のあり方に関する審議
2. 親子会社法制に関する審議

第3章 公開会社法

1. 公開会社法制定の動向
2. 民社党案の概要
 - (1) 情報開示の徹底
 - (2) 内部統制の強化
 - (3) 企業集団法制・親子会社法制

結 語

序 論

我国の会社法制に関しては、2006年の「会社法（平成17年法律第86号）」の創設によって全面的な見直しが図られたが、近時、再度、会社法制の大幅な見直しに関する議論が高まりつつある^(注1)。具体的には、2009年7月に公表された、民主党のプロジェクトチームによる公開会社法制定への動きがあり、2010年2月には当時の千葉法務大臣による法制審議会への「会社法制の見直しについて」の諮問がなされ、4月より法制審議会会社法制部会において、会社法制の見直しについての審議が進められている。このような動きに共通している特徴的な点は、これらが閉鎖的な会社を対象としているのではなく、上場会社あるいは公開的な会社に関する法制の見直しの動きである点である。これらの会社法制の見直しは、会社法の創設以来の大幅な見直しであることから、これらの見直しが現実化した場合、グローバル